

上小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
本校における定義についても、この法に準ずるものとする。

2 いじめに対する基本認識

全ての子どもと大人が、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつことが重要である。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ① いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、疑問を感じたら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。
- ② いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ③ 電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④ 地域や家庭と連携して情報を収集する。

(2) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は以下の点に留意し、組織的な対応を行う。

- ① 直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ③ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(3) 地域や家庭との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係団体等と協議する。

- ① 学校運営協議会や地域学校協働活動を活用し、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ② 関係機関等との協議を設定する場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にし、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応するようにする。

(4) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導にもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局の人権擁護関係、県教育委員会等）との適切な連携を図る。

4 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童の問題であり、以下の基本理念のもと対策を講じていくものとする。

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、教師自らが、児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する中で、児童との信頼関係を築き上げる。

- (2) いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように指導する。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

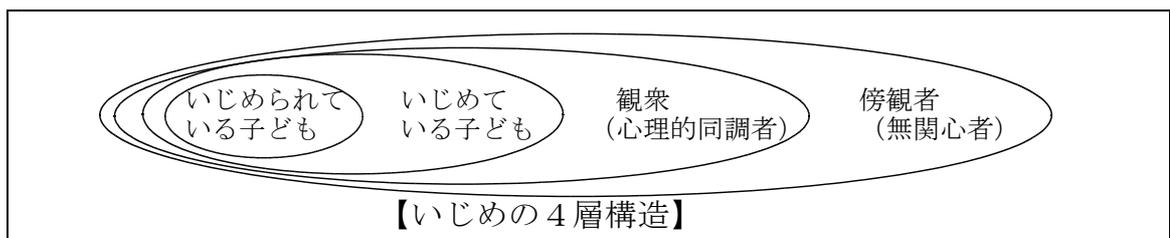
5 いじめ防止等に関する組織の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を置く(法第22条)。
- ① 構成員(イ～オは状況に応じて)
- ア 校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、関係職員
 - イ 心理の専門家としてのスクールカウンセラー
 - ウ 福祉の専門家としてのあさぎり町生活福祉課
 - エ 保護者代表としてのPTA会長
 - オ 第三者的立場からの学校運営協議会会長
- ② 協議内容
- ア 学校基本方針に示す取組の検証と評価及び改善
 - イ 事実関係を明確にするための調査の実施(法第28条)。
 - ウ 調査結果に基づく判断と今後の対応協議
- (2) 「あさぎり町青少年健全育成町民会議」(いじめ問題対策連絡協議会(法第14条第1項))と連携して、情報収集や学校の基本方針の修正等を行う。
- (3) 重大事案については、「あさぎり町いじめ調査委員会」の指示に従い、適切に対応する。

6 いじめの防止等のための取組

- ① いじめの防止
- いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域及び関係機関の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
 - 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりに努める。
 - 教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。
 - アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない指導に努める。
 - 児童が、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、地域学校協働活動等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働し、豊かな心の育成に努める。
 - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育事務所設置の「いじめ・不登校サポートチーム」(アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を積極的に活用する。
 - 児童が、インターネット上でのいじめや犯罪に関して、起こさない、巻き込まれないように、情報モラル教育の充実に努める。
 - 他校児童や異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を設定し、望ましい人間関係や互いの良さを認め合う心の育成を図る。
 - 県教育委員会及びあさぎり町教育委員会の指導を仰ぎながら、教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図る。
 - 熊本県子ども人権フェスティバルへの参加や、児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実に努める。

- 「心のきずなを深める月間」や人権旬間・人権週間を設定し、人権教育の啓発活動を推進するとともに、いじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- ② いじめの早期発見
 - いじめは大人の目の届きにくいところで発生することがあり、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭や地域と連携して実態把握に努める。
 - 子どもの声に耳を傾ける。
(アンケート調査、生活ノート、個別面談、SOSの出し方に関する教育 等)
 - 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール 等)
 - 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA会議 等)
 - 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)
- ③ いじめの早期発見
 - 「熊本県子どもいじめ相談電話」や町における教育相談・子育て相談等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知する。
 - 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、学校におけるいじめの防止等の取組の点検と充実に努める。
 - スクールカウンセラーによる「ストレス対処教育」や「SOSの出し方に関する教育」を実施し、児童が困難な場面に直面した際の対処方法を身に付ける取組の充実を図る。
 - PTAや学童保育、放課後支援団体等と連携し、より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるように情報交換・共有に努める。
- ④ いじめに対する措置
 - いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。
 - いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
 - 学校担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
 - 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
 - いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
 - 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。
 - いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
 - 必要に応じて、教育委員会や「いじめ・不登校サポートチーム」、関係機関等との連携を図る。
 - いじめの4層構造及び保護者において、教育的配慮をもってそれぞれをしっかりと支援・指導する。



- ⑤ その他の取組
 - 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

- 町内校長会や生徒指導担当者会等を通じて発出される通知等に基づき、いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- 学校評価におけるいじめの問題について、児童の状況を十分踏まえて目標を設定し、目標に対する具体的な取組の状況や達成状況を評価し、評価結果に基づく改善に取り組む。

7 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害を生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合（申立て時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。）

イ 重大事態の報告

- 重大事態を認識した場合、直ちに報告を行う。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 町長

ウ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ・不登校対策委員会」もしくは教育委員会が設置する調査組織において調査を行う。
- 必要に応じて専門家等の第三者を加える等、公平性・中立性を担保する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り明確にするとともに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ ・誰から ・どのような態様で ・いじめを生んだ背景や事情
 ・児童の人間関係の問題点 ・学校、教職員の対応の様子 等

- 被害を受けた児童からの聴き取りが可能な場合は、被害の状況を十分に聴き取るとともに、教職員や他の児童から質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- 被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- 加害児童に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。

- 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、教育委員会と連携して状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 被害児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院や死亡した場合は、被害児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

オ いじめられた児童生徒が死亡したときの対応については、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証と再発防止策を構ずることを目指し、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。また、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を実施する。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

カ その他留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるため、以下の点について十分な配慮や支援を行う。
 - ・ 児童生徒や保護者への心のケア
 - ・ 落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
 - ・ 予断のない一貫した情報発信
 - ・ 個人のプライバシーへの配慮

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。

【調査結果を提供するときの留意事項】

- ・ 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在籍児童やその保護者に説明する等の措置を講じる。

イ 調査結果の報告

- 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 町長